

令和 6 年 1 月 26 日 招集

令和 6 年門真市教育委員会第 1 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第1回定例会
令和6年1月26日（金）午後2時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第1号	臨時代理による事務処理の承認について （門真市会計年度任用職員の懲戒処分について）	1
第4	議案第1号	門真市教育委員会公印規則等の一部改正について	2
第5		諸報告	—

承認第 1 号

臨時代理による事務処理の承認について
(門真市会計年度任用職員の懲戒処分について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市会計年度任用職員の懲戒処分に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和6年1月26日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

議案第 1 号

門真市教育委員会公印規則の一部改正について

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 月 26 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市立水桜小学校開校等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前								
別表第 1（第 3 条関係）							別表第 1（第 3 条関係）								
番号	名称	書体	寸法（ミ リメー トル）	印 材	個 数	使用区 分	保管者	番号	名称	書体	寸法（ミ リメー トル）	印 材	個 数	使用区 分	保管者
〃 略							〃 略								
8	大阪府 門真市	てん	方21	つげ	1	脇田小 学校名	脇田小 学校長	8	大阪府 門真市	てん	方21	つげ	1	脇田小 学校名	脇田小 学校長
9	立脇田書 小学校 之印	書				をもつ てする 文書用		9	立脇田書 小学校 之印	書				をもつ てする 文書用	
8	〃 略							8	〃 略						
9	〃 略							10	〃 略						
8	〃 略							8	〃 略						
10	〃 略							11	〃 略						
8	〃 略							8	〃 略						
11	〃 略							12	〃 略						
8	大阪府 門真市	てん	方24	つげ	1	水桜小 学校名	水桜小 学校長	8	大阪府 門真市	てん	方24	つげ	1	砂子小 学校名	砂子小 学校長
13	立水桜書 小学校 之印	書				をもつ てする 文書用		13	立砂子書 小学校 之印	書				をもつ てする 文書用	
8	略							8	略						
12	略							14	略						
8	大阪府 門真市	てん	方24	つげ	1	水桜小 学校名	水桜小 学校長								
13	立水桜書 小学校 之印	書				をもつ てする 文書用									
〃 略							〃 略								
11	大阪府 門真市	てん	方21	つげ	1	脇田小 学校長	脇田小 学校長	11	大阪府 門真市	てん	方21	つげ	1	脇田小 学校長	脇田小 学校長

改正後				改正前			
				9	立脇田書 小学校 長之印		名をも つてす る文書 用
				11	略		
				11			
				11			
				11			
				11			
				11			
				11			
				11			
				11			
				11			
11	大阪府門真市立水桜小学校 校長之印	て方21人書	つげ	1	砂子小 学校長 名をも つてす る文書 用	砂子小 学校長	
11	略			14	略		
12							
12							
12							
11	大阪府門真市立水桜小学校 校長之印	て方21人書	つげ	1	卒業証書 脇田小 学校長	脇田小 学校長	
14	略			14	略		
14							
14							
14							
14	略			14	略		
9							
14							
14							
10	略			11	略		
14							
10							
14							

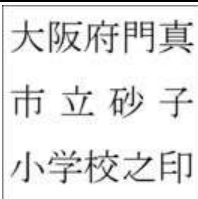
改正後										改正前											
11										12											
	大阪府	て	方48	つ	1	卒業証	水桜小			14	大阪府	て	方54	つ	1	卒業証	砂子小				
	門真市	ん		げ		書用	学校長				門真市	ん		げ		書用	学校長				
13	立水桜	書								13	立砂子	書									
	小学校										小学校										
	之印										之印										
） 略										） 略											
16										16	大阪府	て	方20	つ	1	脇田小	脇田小				
											門真市	ん		げ		学校長	学校長				
9										9	立脇田	書				職務代					
											小学校					理名を					
											長職務					もつて					
											代理印					する文					
																書用					
16										16											
										10											
16										16											
10										11											
16										16											
11										12											
	大阪府	て	方20	つ	1	砂子小	砂子小			16	大阪府	て	方20	つ	1	砂子小	砂子小				
	門真市	ん		げ		学校長	学校長				門真市	ん		げ		学校長	学校長				
13	立砂子	書				職務代				13	立砂子	書				職務代					
	小学校					理者名					小学校					理者名					
	長職務					をもつ					長職務					をもつ					
	代理者					てする					代理者					てする					
	之印					文書用					之印					文書用					
16	略									16	略										

改正後										改正前									
12										14									
16	大阪府	て	方20	つ	1	水桜小	水桜小												
—	門真市	ん		げ		学校長	学校長												
13	立水桜書					職務代													
	小学校					理者名													
	長職務					をもつ													
	代理者					とする													
	之印					文書用													
） 略										） 略									
17	大阪府	略								17	大阪府	略							
—	門真市									—	門真市								
6	立門真									6	立門真								
	はすは										はすは								
	な中学										な中学								
	校長職										校長職								
	務代理										務代理								
	者之印										印								

別表第 2 （第 3 条関係）

番号	印影（ひな形）	名称
	） 略	
8	） 略	
—		
9		
8		
—		
10		
8		
—		
11		
8	略	

別表第 2 （第 3 条関係）

番号	印影（ひな形）	名称
	） 略	
8		大阪府門
9		真市立脇 田小学校 之印
8	） 略	
10		
8		
11		
8		
12		
8		大阪府門
13		真市立砂 子小学校 之印
8	略	

改正後		改正前	
	〽 略		〽 略
14	〽 略	14	大阪府門真市立脇田小学校之印
9		9	
14		14	〽 略
10		10	
14		14	
11		11	
11		14	
14	略	14	大阪府門真市立砂子小学校之印
12		13	
14	大阪府門真市立水 桜小学校 之印 大阪府門真市立水 桜小学校 之印	14	略
13		14	
		14	
	〽 略		〽 略
16	〽 略	16	大阪府門真市立脇田小学校長職務代理印
9		9	
16		16	
10		11	〽 略
16		16	

改正後			改正前		
11			12		
			16	大阪府門真市立砂子小学校長職務代理者之印	大阪府門真市立砂子小学校校長職務代理者之印
			13		
16			16		
12		略	14		
16		大阪府門真市立水桜小学校長職務代理者之印			
13					
		略			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和6年度全国学力・学習状況調査の参加について
2	「令和6年門真市二十歳のつどい」の結果について